

外国船舶監督官の仕事

外国船舶監督官は、海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、日本の港に入港する外国籍の船舶に対して、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格要件等が国際条約に適合しているかどうかについて検査をしています。

外国船舶の監督を「Port State Control:ポ-トステ-トコントロール」(PSC)と言います。PSCの業務は、本来、責任ある旗国の監督の下に関係の条約に適合した状態で運航すべき船舶が、旗国の監督不足により条約不適合の状態にある船(サブスタンダード船)に対して、寄港国の監督により条約に合致した状態にさせることです。

PSCの歴史は、1997年末に大型船舶の海難が多く発生したため、人命の安全確保、海洋環境保全の観点から規制強化の社会的要請が高まり、1982年から欧州諸国を中心にPSCが開始されました。日本に於いても、1984年から実施、その後、業務の強化と効率化を図る観点から、1997年から専従の組織を設置しPSCを実施しています。

外国船舶監督官の検査



乗船し、まず船長にPSCの実施告げます。船長室において、本船の関係する条約に基づく証書類、文書の検査、乗組員の資格要件などをチェックします。

船舶の外観についての観察

外国船舶への乗船前に船舶の外観についての観察をし、船体外部の損傷の有無、塗装の状況、満載喫水線の表示、過積載の有無などを見ます。



ブリッジ(操舵室)において、操船設備、無線設備、海図等の検査をします。写真は船舶自動識別装置の作動、操作を検査しています。



救命設備の検査

写真は本船に備わっている救命艇の確認をしています。非常時に直ちに使用できるか、艤装品が備わっているか検査します。

消防設備の検査

写真は消防用具、消防員装具の検査を行っています



機関室における検査

写真は油水分離器(注)の検査しています。

(注)機関室にたまった油汚水(ビルジ)を排出可能なきれいな水と油に分離する装置

PSCの根拠となる国際条約は、

- ・ SOLAS条約（海上における人命の安全のための条約）
- ・ MARPOL 条約（船舶による汚染の防止のための条約）
- ・ LL 条約（国際満載喫水線に関する条約）
- ・ STCW 条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約）
- ・ COLREG 条約（国際海上衝突予防規則に関する条約）
- ・ TONNAGE 条約（船舶のトン数測度に関する条約）

PSCの根拠となる国内法は、

- ・ 船舶安全法
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 船員法
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- ・ 船舶のトン数の測度に関する法律
- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律